

令和2年度 国立大学法人長崎大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

<学士課程>

1 【1-1】学生の主体的学修を確立するため、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施の方針）とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に裏付けされた学士課程教育の体系化を図り、教養教育担当教員を先導役に効果的・効率的なアクティブ・ラーニングを専門教育へ浸透させ、授業科目の50%以上をアクティブ・ラーニングに転換する。

- ・【1-1-①】学生の主体的学修を確立するため、アクティブ・ラーニングを継続して専門教育へ浸透させる。また、学修成果の可視化ツール・学士課程総合評価の参考資料となる学生ポートフォリオ及び学修ポートフォリオの活用促進に関し、各学部の意見を集約し、必要に応じ利便性なども考慮した機能の追加を検討する。

2 【1-2】学部ごとのミッションとディプロマ・ポリシーで明示した学士の資質を保証するため、ルーブリック（達成度を判断する学修基準）等の客観的データを用いた成績評価基準に基づき成績評価を厳格化する。

- ・【1-2-①】学士の資質を保証するため、既存カリキュラムの検証及び改善に関し、学部のカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーの検証を行う。また、厳格な成績評価のための継続的なFDを実施する。

3 【1-3】留学生の受け入れや日本人学生の留学の機会を拡大させるなど学士課程教育のグローバル化に対応するため、平成31年度までに全学部にクォーター制を導入する。

- ・【1-3-①】各学部の方針及び状況に応じて全学部に導入したクォーター制について検証し改善を図る。

<大学院課程>

4 【2-1】教職大学院において、高度な実践的指導力を備えた教員を育成するため、実務家教員と研究者教員、教科専門教員と教職専門教員といった異なる特性を持つ教員でのチーム・ティーチングによる、教育現場の課題に即した実践力や教科指導力の向上を図るカリキュラム及び組織の充実を図り、教職大学院修了者（現職教員を除く）の教員就職率90%を確保する。

- ・【2-1-①】教育現場の課題に則して前年度に改善した教育実践力や教科指導力向上のためのカリキュラムを実施する。また、教職大学院の教員就職率90%確保のため、前年度の分析をもとに、チーム・ティーチングによってよりきめ細かな教師教育に関する活動と取組（例：小論文、面接、教科に係る教員採用試験の対策等）を教員就職率向上プロジェクトチームと協働して実施する。

5 【2-2】修士・博士前期課程において、高度専門職業人としての実践的問題解決能力や国際性を育むため、モジュール化を含むコースワークを導入し、大学や研究科の枠を越えた高度な専門的知識等を体系的に修得させる学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-2-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科において、グローバルヘルス現場の即戦力となる人材育成及び研究力向上を図るため、東京サテライトキャンパスを置く国立国際医療研究センター（NCGM）との連携大学院や JICA との連携を強化し、さらに、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核に研究科の枠を超えた卓越大学院プログラムの展開により、グローバルヘルス領域において幅広い教養、学際性と専門性を兼備した人材を育成するための分野横断的な教育を推進する。
- ・【2-2-②】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻で、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」において、災害・被ばく医療科学分野における日露両国及び世界の専門家育成を図るため、引き続き学生及び教員の交流を行う。
また、遠隔講義を活用するなど、単位互換の拡大を進めるとともに、ダブル・ディグリー・プログラムの実施に向け、両国における関係省庁の承認を得るための協議を行う。【3-2 再掲】
- ・【2-2-③】工学研究科で展開中の「大学の世界展開力強化事業（キャンパス・アジア事業の推進）」においては、土木インフラ分野でのインフラ技術者（高度専門職業人）の育成に向けて、修士論文に関する審査方法の試行から浮かび上がった課題点等（例：遠隔 Web 会議システムを活用した修士論文試問会の実施、大学間で学位審査体制が異なる点など）を検討し、今後の教育プログラムの継続的な改善に繋げる。さらに、キャンパス・アジア事業の次期「第3モード」への展開を念頭に置いた ASEAN 諸国の大学との MOU の締結等を積極的に実施する。

6【2-3】博士・博士後期課程において、グローバルリーダーとしての能力を有する人材養成を推進するため、体系的なコースワークの導入や幅広い分野を統合した教育と「熱帯医学・感染症分野」、「放射線医療科学分野」、「海洋生物資源・水環境分野」などにおける強み・特色を生かした独創的な研究活動を通じた一貫した学位プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【2-3-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程において、グローバルヘルス分野における国際共同研究・実践プロジェクトのリーダーを養成するとともに、卓越大学院プログラムにおいて、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核母体に参加研究科の連携を更に強化し、先進的な学位プログラム（5年一貫制）を展開する。また、リーディングプログラムの継続体制を維持する。
- ・【2-3-②】被ばく医療科学分野におけるリスク評価及びリスクコミュニケーションを通じたリスクマネジメントを主導できるグローバル人材を育成するためのプログラムを作成し、卓越大学院プログラムへ申請する。
- ・【2-3-③】2年目となる水産・環境科学総合研究科及び工学研究科横断型の教育プログラム「海洋未来イノベーション教育プログラム」の学生募集を引き続き行う。

7【3-1】熱帯医学・感染症、国際保健分野においては、グローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、熱帯医学・グローバルヘルス研究科の東京キャンパスと博士課程の設置を実現するとともに、医歯薬学総合研究科博士課程リーディングプログラムの継続体制を構築し、両研究科の有機的連携による修士と博士両課程一貫の大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-1-①】熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程において、グローバルヘルス分野における国際共同研究・実践プロジェクトのリーダーを養成するとともに、卓越大学院プログラムにおいて、熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中核母体に参加研究科の連携を更に強化し、先進的な学位プログラム（5年一貫制）を展開する。

8 【3-2】放射線健康リスク領域においては、国内外の災害時においてリーダーシップを発揮できる国際的人材を育成するため、福島県立医科大学と共同大学院災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）を平成 28 年度に設置するとともに、医歯薬学総合研究科放射線医療科学専攻（博士課程）との連携体制による大学院教育プログラムを構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【3-2-①】医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻で、「大学の世界展開力強化事業（ロシアとの大学間交流形成支援）」において、災害・被ばく医療科学分野における日露両国及び世界の専門家育成を図るため、引き続き学生及び教員の交流を行う。
また、遠隔講義を活用するなど、単位互換の拡大を進めるとともに、ダブル・ディグリー・プログラムの実施に向け、両国における関係省庁の承認を得るための協議を行う。

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

9 【4-1】教育の質の向上に向け、PDCA サイクルによる組織的な教育を実践するため、学修達成度や学生による授業評価等の経年分析に基づいて、評価の高い授業の実践事例報告を行うなどカリキュラムや授業改善に直結する FD を実施し、授業担当専任教員の 75%以上を参加させる。

- ・【4-1-①】授業アンケート結果の学部へのフィードバックや授業設計・授業改善を促すための実践事例報告の FD を継続するとともに、教学マネジメント体制を確立する。また、PDCA サイクルを機能させるための効果的な FD の開発を継続し、授業担当専任教員の 75%以上の参加を維持する。

10 【4-2】学修成果を把握するため、学修行動調査、ループリック、学生ポートフォリオなど客観的データに基づいた分析を行うとともに、平成 31 年度までに大学全体の評価方針（アセスメント・ポリシー）を確立する。

- ・【4-2-①】アセスメント・ポリシーを含め教育の質保証全体を考えるため、授業アンケート、学修状況報告、入試区分、GPA などのデータやそれらの関連の分析を継続して行い、その集計結果や報告書を大学教育イノベーションセンターの HP で随時公開する。
- ・【4-2-②】カリキュラム・ポリシーの中に謳っているアセスメント・ポリシーに基づき、学修ポートフォリオを効果的に活用して教学マネジメントの PDCA サイクルを回す。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

11 【5-1】本学の戦略に基づき、地域創生の志を持つ学生等を対象とした新たな奨学金制度を創設するなど、経済支援の取組を実施する。また、学生のキャンパスライフの質的向上を図るため、課外活動・福利厚生施設・設備の整備及び利便性やサービスを向上させる。

- ・【5-1-①】「高等教育の修学支援新制度」の運用を開始するとともに、本制度の対象外となる留学生や大学院生などに対しては、現行の入学料免除・授業料免除制度の内容を一部見直した上で支援を行う。
- ・【5-1-②】本学への進学意欲を促し、地域の発展に貢献できる優れた人材の育成に資するため、入試における成績優秀な学部学生に対し、入学時の経済的負担を軽減するための入学時給付奨学金制度を創設する。また、特に学業優秀な卓越した学生に対する授業料免除制度や修学支援事業基金については継続して支援や募集を行う。
- ・【5-1-③】前年度に実施した学生生活調査結果から学生の要望の高い支援項目を選定

し、学長と学生との対話を踏まえて支援事業を継続していく。

- ・【5-1-④】インターネット環境を整備するため、全キャンパスの全建物を対象とした大幅改善工事を行う。

12【5-2】平成27年度に設置したキャリア支援センターを拠点として、キャリア教育、就職相談及び指導助言等を充実させ、就職率を向上させる。また、学生の自主的・社会的活動支援組織である「やってみゅーでスク」とともに新たに学生のインターンシップ先の開拓等の支援に取り組む。

- ・【5-2-①】高い就職率を維持するため、前年度に改組したキャリアセンターを中心として、令和3年度からの必修化に向けたキャリア教育科目の充実及び教養教育科目「キャリア実践」で実施するインターンシップの内容の充実等に取り組む。

13【5-3】障がいのある学生に平等かつ公平な教育を受ける機会を提供するため、「障害者の権利に関する条約」の精神及び本学の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規則」で示した方針に基づき、相談・サポート体制等の充実と修学支援備品の拡充に取り組む。

- ・【5-3-①】引き続き、各部署と連携し障害のある学生への修学支援や生活支援等の推進・充実を行うとともに、教職員、学生及びアクセスサポーターへのFD・SD・講習等の実施及び個別の特性を考慮した修学支援備品を整備し、障がい学生支援に関して、キャリアセンター及び県内大学等を含む産学官と連携しながら、高大連携及び就労支援に取り組むことにより、サポート体制を強化する。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

14【6-1】カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程の実施に際して入学者に求める学力及び入学者選抜の評価基準・方法を明確にしたアドミッション・ポリシー（入学者の受入方針）を整備し、平成29年度までに社会に周知する。

- ・第3期中期計画実施済み。

15【6-2】入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するため、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性等を測る知識偏重ではない多元的評価の方法を開発し、平成32年度までに導入する。

- ・【6-2-①】入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するテストのスタンダードに基づき、多元的な評価方法による入学者選抜を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

16【7-1】研究レベルを一層向上させるため、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分し、特定分野（熱帯医学、血液学他）における論文数、被引用数、Top10%論文割合、国際共著率の国内上位ランキング、及び特定分野（寄生虫学、感染症内科学、放射線・化学物質影響科学他）における科研費新規採択件数上位ランキングを維持する。

- ・【7-1-①】引き続き、熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究成果が期待できる分野に対して、機能強化のための予算を重点配分するとともに、研究分野ごとの論文数、被引用数、Top10%論文の割合、国際共著率の国内上位ランキング等を評価する。

17【7-2】新たな強み・特色となる研究分野を醸成するため、発展の期待できる研究課題や若手研究グループを公募により選定し、重点研究として学長裁量経費による支援を行う。これらの研究課題を推進力として、IF（impact factor：雑誌論文の引用状況を通じて利用状況を推測する指標）付き論文誌への掲載論文数を760／年（平成22～25年の平均）から860／年に、過去3年間に発表した学術論文の年間被引用数を平成25年の5,500（平成22～24年の論文を対象）から6,300に増加させる。

- ・【7-2-①】中間評価に基づいた重点研究課題への支援を実施するとともに、若手研究グループに対する支援を行う。
- ・【7-2-②】インパクトファクター（IF）付学術誌に掲載される論文数及び被引用数並びに大型外部資金獲得件数の増加のため、引き続き、URAによる大型予算の募集情報発信、応募支援及び論文作成支援を行う。

18【8-1】「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」（平成28年11月17日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づく国の関与を踏まえるとともに、国内研究機関及び地域との緊密な連携を通して、「高度安全実験（BSL-4）施設（仮称）」を中核とした感染症研究拠点の形成を推進する。加えて、新興感染症等の学術研究や、感染症制圧に貢献できる人材育成を担う世界トップレベルの教育研究拠点機能の充実に図る。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【8-1-①】感染症共同研究拠点実験棟（BSL-4施設）の設置・運営に向けて、地元住民等の理解を得つつ、建設工事を進める。また、施設の安全確保に向けた安全管理マニュアル等の検討を進めるとともに、教育訓練を段階的に検討・実施する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

19【9-1】若手研究者のテニュア獲得を支援するため、優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度を構築する。

- ・【9-1-①】引き続き、優秀な特別研究員等を日本学術振興会採用期間終了後も本学研究員として一定期間雇用する制度の令和3年度公募要領等を再度学内に周知する。

20【9-2】先導生命科学研究支援センター、先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るなど研究支援体制を整備し、新規導入機器の使用頻度（22～26年度3,026回：平均605回／年）、創薬・機器開発シーズ（26年度11件）のそれぞれを50%増加させる。

- ・【9-2-①】集約された共同利用機器の活用により、先導生命科学研究支援センター及び先端創薬イノベーションセンターの機能強化を図るとともに、既に構築している両センターの研究支援体制を利用して、新規導入機器の利用促進、新たな創薬シーズの発掘及び創薬の実質的支援を行う。

21【9-3】外部研究資金の獲得及び大型研究プロジェクトの運営支援強化に向け、優秀なURA（リサーチ・アドミニストレーター：大学等における研究マネジメント人材）を採用するため、常勤化を実現するなどURA組織におけるキャリアパスを構築する。

- ・【9-3-①】令和元年度に整備されたURAを含む戦略職員に適用する年俸制等の規則を活用し、引き続きURA組織の体制の強化、整備を推進する。

22【10-1】多様なワークスタイルを実現するため、PDCAサイクルに基づいた日常業務の改善とともに業務の見える化をめざした働き方の見直しをおこない、ワーク・ライフ・バランス

(仕事と生活の調和)の推進, 育児休業からの円滑な復帰策の構築等, 研究力向上につながる研究環境を整備する。

- ・【10-1-①】引き続き, PDCA サイクルに基づく日常業務改善のための働き方見直しプログラムを特に病院や附属学校に対して支援を行う。また, ライフイベントサポートとしてコンサルティング, 研究支援員配置, リスタートアップ研究費支給を実施するとともに, 学内保育園の保育定員拡大等により運営を充実させる。

23 【10-2】 介護コンシェルジュを中心に, 関連機関・介護施設・地域包括支援センター等と連携し, 介護者の孤立を防ぐための交流の場を設けると共に, 介護者の心身の支えとなるボランティア人材を育てるなど, 仕事と介護の両立を可能とする仕組みを構築する。介護コンシェルジュは学内では介護者・介護リスク者に個別対応を行う。

- ・【10-2-①】各キャンパスに置く相談窓口において, 介護に関する個別相談体制を維持するとともに, 長崎県, 長崎市及び医師会等との地域連携体制を活用しながら, 引き続き, 各キャンパスで仕事と介護の両立に関するワークショップの開催並びに学生, 教職員及び地域の人々を対象とするケアラーサポーター育成研修を実施する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

24 【11-1】 被爆地長崎の大学として, 核兵器廃絶研究センター (RECNA) を中心に, 「世界の非核化及び北東アジアの包括的な安全保障と非核化」の実現に向けた政策提言を行うとともに, 地域密着型シンクタンクとして社会の要請に応える情報発信を行う。

- ・【11-1-①】北東アジアの非核化を目指す「ナガサキ・プロセス」の一環として, 第4回「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル (PSNA)」を開催する。
- ・【11-1-②】核軍縮・不拡散分野では RECNA が編集するアジア初の英文の国際学術誌「Journal for Peace and Nuclear Disarmament (J-PAND)」の定期刊行を継続するとともに, 国内向け書籍である RECNA 叢書についても継続して出版する。
- ・【11-1-③】次世代のための核軍縮・不拡散教育プログラム・事業を構築する。

25 【11-2】 学校教育・離島教育支援事業, 高大連携・接続事業, 教員免許状更新講習事業など地域教育関連事業推進のコーディネート機能を強化するため, 「地域教育連携・支援センター」と教育学部附属の「教育実践総合センター」及び産学官連携戦略本部の「生涯教育室」の分散した組織を統合し, 全学組織とした「地域教育総合支援センター (仮称)」を平成29年度までに設置する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【11-2-①】地域への貢献度の把握及び第4期中期計画策定に向けて, 地域教育総合支援センターが実施する学校教育支援, 社会教育支援の各事業の受講者を対象にアンケート調査を実施する。
- ・【11-2-②】アンケートの結果等を踏まえて, 地域教育総合支援センターの機能強化を進める。

26 【11-3】 地域のニーズに応え地域社会の活性化に貢献するため, 「道守」人材養成, 「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」「法医 (歯) 学専門家育成」事業など, 教育, 保健・医療・福祉, 経済等の実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材を育成する教育プログラムを充実する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【11-3-①】引き続き, 「道守」人材養成「海洋サイバネティクスと長崎県の水産再生」

「法医（歯）学専門家育成」の教育プログラムのほか、各部局において、実践的な知識・技術・技能・指導力を身に付けた地域人材の育成と社会人や企業のニーズに応じた、各教育プログラムの充実を図り実施する。

27【11-4】五島沖海洋エネルギー実証フィールド指定と連動し、実証フィールドと東シナ海を活用した海洋エネルギー、海洋生物資源及び水環境に関する学際的な研究開発体制と人材育成プログラムを、本学を中心に産学官連携で構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-4-①】海洋未来イノベーション機構における研究開発を推進するため、産学官連携の研究プラットフォームを整備し、長崎の特色を生かした海洋産業研究プロジェクトを提案する。
- ・【11-4-②】海洋未来技術に係る人材を育成するため、海洋未来イノベーション教育プログラムを実施するとともに、新学位プログラムの内容を具体化する。また、長崎の産学官が一体となって、日本財団オーシャンイノベーション長崎海洋開発人材育成・フィールドセンターによる社会人教育プログラムを開始する。

28【11-5】卒業生の地域就職率を向上させるため、地域に根ざした教育プログラムや地域と連携したキャリア教育を展開するとともに、専門知識・技術に止まらず、協働力、コミュニケーション力、論理的思考力等を含む社会人基礎力など、地域産業が待望する多面的資質を涵養する教育カリキュラムを開始する。また、産学官協働の枠組みにおいてソーシャル・ビッグデータを活用する「地方人材育成プラットフォーム」を創出する。

- ・【11-5-①】引き続き、地域と一体となって長崎県内への就職率向上に取り組み、地域及び企業が必要とする人材を養成する教育プログラムを実施する。また、観光ビッグデータに関する情報収集を継続的に行い、時系列分析など様々な分析が可能なデータベースを構築するとともに、これらのデータを分析できる地方人材育成プラットフォームを学生に提供する。さらに、工学研究科の「ビッグデータ解析特論」において生のビッグデータの可視化や分析体験を通じてビッグデータに慣れ親しんだ人材を育成する。

29【11-6】保健・地域医療・福祉の分野で学生教育から社会人教育まで継続する医療人材育成体制の下、へき地で研修する研修医などを増加させることによって、地域医療の再生支援を行うと共に、医療イノベーションの創出を目指した多分野ネットワークを構築する。

- ・【11-6-①】地域医療協働センターと地域包括ケア教育センターの連携により、地域医療の再生支援と医療イノベーションの創出を産み出す多職種連携人材育成プログラムの稼働状況を可視化する。
- ・【11-6-②】多疾患コホート研究と保健・医療・介護連結ビッグデータの研究活用を推進するとともに、情報連携システムの機能強化を図り、物流支援に踏み込んだ多面的な医療支援方策を開発する。

30【11-7】関係機関と協働して子供の心の問題に対する支援を行うため、医療、教育、行政のネットワークの中心となる「子どもの心の医療・教育センター」を平成28年度に設置し、巡回支援等のアウトリーチ活動や研修等を行うとともに支援体制を整備し、子どもの心のエキスパートの地域人材育成を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-7-①】「ながさき子どもの心の支援ネットワーク」の充実と長崎県内の教育機関等へのアウトリーチ活動を継続して行う。また、子どもの心のエキスパートの地域人材育成のため、職業実践力育成プログラムの募集定員を更に拡大して実施するとともに、医学部・教育学部共同教育プログラムを実施する。

31【12-1】福島県における復興支援と地域再生に向けた人材育成と帰還帰村支援を強化するため、福島未来創造支援研究センターを中心に、各種教育研究拠点との連携・共同による教育・人材育成、健康増進、放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【12-1-①】引き続き、福島未来創造支援研究センターを中心に、川内村、富岡町の復興推進拠点を活用した放射線リスクコミュニケーション、環境モニタリングなどの包括的地域再生事業の取組を実施するとともに、大熊町における復興支援事業を本格化させる。また、福島県立医科大学との災害・被ばく医療科学共同専攻における国内外の人材育成に努めるほか、福島大学や東日本国際大学との包括連携協定に基づく関連事業を推進する。

32【13-1】研究成果の技術移転を推進するため、学内の最新シーズを発掘してシーズ集を更新するとともに、主要展示会への出展及び企業訪問を行うことにより研究成果を積極的に発信し、地元企業との共同研究実施数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-1-①】学内の最新シーズの発掘活動、シーズ集の更新、主要展示会へ出展、企業などとの面談を通じて、新たな産学連携マッチングを行う。
地元企業等を中心とした企業訪問を継続して実施し、研究成果を積極的に発信するとともに、「長崎大学産学連携研究シーズ集」の活用等により企業ニーズと研究シーズとのマッチングに努め、(公財)長崎県産業振興財団(包括協定を締結)と連携して、地元企業等との共同研究実施数を引き続き48件以上とする。

33【13-2】地域創生に資するため、行政関係者、商工団体関係者等との連携に向けたプラットフォームを構築し、地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を第2期中期目標期間最終年度に対し10%増加させる。

- ・【13-2-①】行政関係者、商工団体関係者等を客員研究員として新たに本学に受け入れることにより、地域産業・企業の支援体制の強化を継続するとともに、地域創生連絡協議会(行政関係者、商工団体関係者等と連携した地域創生に係るプラットフォーム)の活用に加え、金融機関との連携も図り、地域産業・企業の経営改善、新規起業等の支援数を前年度から増加させる。

4 その他の目標

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

34【14-1】学生の英語力の向上とともに海外派遣の拡充を図るため、学術交流協定に基づく単位互換の活用、外国語での授業数を平成25年度の実績値である1.8%を倍増させるなど、多様な学びの機会を提供する。特に、学部横断型プログラム等の導入によって、日本人学生の留学経験者の割合を平成25年度の実績値である学部2.9%、大学院3.8%をそれぞれ2.5倍以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【14-1-①】日本人学生の留学機会を創出するために、世界情勢を注視しながら、部局が企画する派遣プログラム及び海外 English Camp の両取組を予算支援を含め継続して実施する。また、英語力の向上と海外志向の学生を育成する取組である学部横断型特別教育プログラムの受講生を増加させるための広報を継続するとともに、更なるプログラム改善等を進める。

35【14-2】平成26年4月に新設した多文化社会学部において、卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学の資質を兼ね備えたグローバル人材を斬新かつ特色ある入試・カリキュラム・学生指導を通じて先駆的に育成し、グローバルに事業を展開する国内外の企業や国際機関等へ輩出及び大学院へ進学させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【14-2-①】多文化社会学部において、卒業時英語力の達成目標に向け、系統的で集中した英語力養成プログラムを実施するとともに、「英語カフェ」など英語力強化のための課外指導を継続する。また、広報及び進学説明会等を通じて大学院進学への興味・関心を引き続き喚起する。

36【15-1】キャンパスの国際化を図るため、海外留学経験や高度の語学運用能力を有するなどグローバル化に対応できる職員を平成25年度の実績値である2.2%から3.5倍以上に増やして留学生の支援や学術交流協定校などとの国際交流を活発化させるとともに、外国人教員等の割合を30%に増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【15-1-①】学術交流協定校との学生交流等の国際交流を継続して活発に実施するとともに、グローバル化に対応できる職員の育成のため、キャリアパスに沿った配置及び実務を通じた研修を実施する。

37【15-2】留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プログラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能を強化し、留学生の割合を平成25年5月1日現在の4.5%及び平成25年度通年の7.0%からそれぞれ1.5倍以上とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【15-2-①】留学生の受入増加を目的に、多様なニーズに対応する短期受入プログラムの改善を継続的に行う。また、地域、自治体や長崎留学生支援センターと協力し留学生用宿舍の充実対策等に取り組むとともに、日本での就職を希望する留学生のために就職情報の収集・提供を行う。

38【16-1】海外教育研究拠点と国際交流推進室等を積極的に活用し、これらの機能強化を図るとともに、医療・環境・工学・水産海洋分野等に係る教育研究を海外で実施するほか、国際機関や各省庁、民間組織、福島県等と連携して、国際貢献に資する取組を実施する。

- ・【16-1-①】ケニア、ベトナム及びベラルーシの海外教育研究拠点、フランス原子力防護評価研究所(CEPN)内交流推進室及び広島大学・長崎大学・福島県立医科大学による共同利用・共同研究拠点を活用し医療・環境・工学・水産海洋分野等に係る国際プロジェクトを継続する。特に、ケニアにおいてスナノミ症対策をテーマとした国際協力機構(JICA)「草の根技術協力事業」を開始する。さらに、国際放射線防護委員会(ICRP)等と連携して、各国の災害・被ばく医療科学分野の専門家育成を目的とした国際セミナーを福島県川内村の復興推進拠点を活用して行う。

- ・【16-1-②】ジョイント・ディグリー・プログラムを展開するロンドン大学衛生・熱帯医学大学院、及び世界で極めて多くの熱帯病・感染症患者を扱い最前線の臨床疫学研究フィールドを提供するフィリピン国立感染症病院のサンラザロ病院に海外教育研究拠点としての機能を構築し、グローバルヘルス分野における教育プログラムや国際共同研究を推進する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

39【17-1】地域住民から信頼を得られる医療人を育成するため、指導医とマンツーマンによるプライマリ外来研修を通して、総合的に患者を診る教育を、平成31年度までに医科初期研修医全員に対して行う。また、平成31年度までに、医科初期研修医及び新規採用看護師全員に対し、オリエンテーションに組み込む等して、ワークショップを通じたチーム医療の向上教育を行うとともに、指導者の育成教育も併せて行うものとし、指導医講習会を開催し臨床経験7年以上の医師のうち受講済者を50%以上。看護師については、翌年度実地指導予定者のうち、未受講者の受講率を50%以上とする。

- ・【17-1-①】新人医師・看護師のチーム医療教育を充実させるため、災害時を想定した研修会の開催回数を年2回に増やす。

40【18-1】地域で安心して分娩ができるように母体・胎児集中治療管理室（MFICU）の設置に向けて長崎県との協議により、受入体制の強化を図り、新生児受入を第2期中期目標期間最終年度と比較して増加させる。

- ・【18-1-①】総合周産期母子医療センターとして、合併症妊娠等のため母体又は胎児に対するリスクの高い妊娠と認められる妊産婦及び複数診療科による高度な治療を必要とする新生児を優先的に受け入れる。

41【18-2】高度急性期ないし急性期を担う特定機能病院として、地域病院との役割分担を明確にし、医療政策プラン及び教育政策プランを策定する。

- ・【18-2-①】長崎医療人育成室（N-MEC）初の歯科部門として設置した長崎みなとメディカルセンター支部での歯科研修医の研修を開始する。
- ・【18-2-②】引き続き、臓器移植希望者への院内コーディネーターを中心とした登録作業を推進する。

42【18-3】高度被ばく医療支援センターと原子力災害医療・総合支援センターの2つの国の指定に沿った被ばく医療活動を推進する。

- ・【18-3-①】充実した教育・訓練体制の構築を図るため、放射線災害対応センター（仮称）を整備する。また、基幹高度被ばく医療支援センターの主導により新たに構築された教育研修体系に従って、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害拠点病院が有する原子力災害医療派遣チームへの専門研修を、高度被ばく医療支援センターは原子力災害医療中核的人材育成研修及び自施設職員研修を実施する。

43【18-4】海外への医療教育協力を推進させるため、国際医療協力を推進し、ミャンマー、カザフスタン、ジョージアなどで診療指導を行うとともに、海外からの医師の受入れを増加させる。

- ・【18-4-①】引き続き、国際医療センターHPの改修及び実績データの更新を通じて国際医療センターの発信力を強化する。また、一般診療領域、先進医療領域を含めた外国人医師及び医療従事者の研修受入数並びに海外への医師派遣数の増加に努め、国際医療協力を推進する。

44【19-1】先進医療を更に充実させるため、現在症例収集中を含めて新たに5件の承認を得る。また、検査結果の精確さの向上と臨床的に良質な検査の施行による対外的な信頼性を高めるため、倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進し、臨床検査においては、平成29年度までに国際規格ISO15189認定を取得する。

- ・【19-1-①】倫理性・透明性の確保された臨床研究を推進していくため、臨床研究法の基準遵守義務の臨床研究について、本学に設置のCRB（認定臨床研究審査委員会）で審査する方針を立て、当該研究のCRB審査件数を増加させる。また、臨床研究法遵守のため、CRB審査を行う研究責任（代表）医師について、審査前にヒアリングを基に指導を行うとともに、倫理審査業務の支援を行う。

45【20-1】効率的病院経営により病院の収益等を改善させるとともに、特に地域医療連携を拡充し、地域に密着した病院経営につなげ、病床稼働率88%以上、患者紹介率70%以上、逆紹介率80%以上とする安定的な経営収益を維持する。さらに、地域医療ネットワーク「あじさ

いネット」の拠点病院数を10施設増の37施設に拡充し、病病連携、病診連携を活性化させる。

- ・【20-1-①】地域の医療機関との連携を引き続き強化し、安定した初診患者の紹介・逆紹介を維持する。また、診療科ごとに初診患者数及び新入院患者数の目標値を設定し、定期的なモニタリングの実施とヒアリングを通じてフィードバックを繰り返す取組を継続していくとともに、働き方改革に伴う人件費の増に対する対応策を検討する。また、「あじさいネット」が利用できる一般参加施設について5施設増を目指す。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

46【21-1】多様な子どもたちの受入れを行いつつ、教育学部や教育委員会と連携して、子どもの課題発見・解決力向上を目的とした主体的・協働的な学習による先進モデル授業の研究や、インクルーシブ教育推進を目的とした発達障害等の特別な支援を要する児童生徒の教育研究を実施するとともに、複式教育におけるICT活用や外国語活動など長崎県の教育課題に対応する教育研究を実施する。

- ・【21-1-①】多様な子どもたちの受入方針に基づく受入れを継続して実施するとともに、社会状況や附属幼稚園の改組を踏まえた入試制度を検討・実施する。
また、子どもの課題発見・解決力向上を促す先進モデル授業やインクルーシブ教育について、その成果及び課題を分析した改善授業を実践し、その地域展開の成果と課題を分析して改善する。
- ・【21-1-②】長崎県の教育課題に対応するため、複式教育や各教科等の学力や活用力向上に資する取組を継続して実施し、その地域展開の成果と課題を分析して改善する。

47【21-2】実践型教員に必要な資質・能力を涵養するため、教育学部・教職大学院の教育実習指導体制や教育方法の改善に不断に取り組み、理論と実践を往還した教育実習に転換する。

- ・【21-2-①】理論と実践を往還した教育学部及び教職大学院の教育実習を実現するために実習前後等のアンケート調査を継続し、実習委員会等で分析を行い、指導体制や教育方法を継続的に改善する。

48【21-3】教育委員会との連携により、附属学校における一貫教育研究をはじめとして、子どもの確かな成長に資する先導的な教育実践研究に取り組むとともに、長崎県の教育課題に対応した研究会の開催や地域の教員を受け入れての研修などを通して、その成果を地域に発信する。

- ・【21-3-①】教育委員会・教育学部・教育学研究科と連携した実験的・先導的な教育実践研究を継続的に推進し、教育研究成果の地域への還元状況を把握・分析することで、研究内容を充実させる。
- ・【21-3-②】地域の教育課題に対応した研究会の実施や地域の教員を受け入れる研修体制を整備・充実させることで、附属学校園の教員研修機能を高度化させる。

49【21-4】地域の教育課題等に対応した実践的教育研究力を強化するため、教育委員会との連携による課題把握を推進し、教育学部の教育実践研究推進委員会との連携・協働による教育実践研究を組織的に展開する。

- ・【21-4-①】教育委員会等との連携による地域の教育課題の把握に努め、課題解決のための教育実践研究を継続展開するとともに、公開授業や研究発表会等によりその成果を地域に発信し、分析・評価によりその内容を充実させる。

- ・【21-4-②】教育学部の教育実践研究推進委員会や教職実践専攻会議等との連携・協働により、教科・領域等の教育実践研究を分析・評価し、それを継続的に展開・充実させる。

(4) 大学間連携に関する目標を達成するための措置

50【22-1】国立六大学（千葉大学，新潟大学，金沢大学，岡山大学，長崎大学，熊本大学）連携コンソーシアムにおいて，東京に設置した国立六大学連携コンソーシアム連携機能強化推進本部を活用し，教育，研究，国際連携等の事業を実施するなど，大学間連携による協働を実質化する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【22-1-①】「国立六大学連携による新たな国際連携モデルの構築」事業において各大学のネットワークを活用したアライアンス間交流を継続するとともに，東南アジアにおける留学フェア及び Academic セミナーを中心に留学生獲得に向けたリクルーティング活動を通して連携を継続する。また，「大学間連携を見据えた選抜方法の開発と先導的入試の導入」事業においては，引き続き事業を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

51【23-1】ガバナンス機能を強化するため，学長の諮問に応じて調査，企画立案等を行う学長室WG等の学長直轄組織を機能させるとともに，大学執行部と部局運営会議の連携を図り，機動的な大学運営を行う。

- ・【23-1-①】引き続き，大学執行部が部局運営会議に参画することなどにより，部局における課題等を把握し大学運営の改善を推進するとともに，学長室 WG 等の学長直轄組織における答申や令和元年度に設置した政策企画室の提言，IR推進本部の分析等を活用して，学長のリーダーシップの下，戦略的な大学運営を行う。

52【23-2】経営戦略の強化を図るため，IR室において，データ収集体制を整備するとともに，分析手法を開発するなど，平成31年度までにIR機能を確立する。

- ・【23-2-①】経営戦略に資するため，蓄積した IR データを基にファクトブックを構築する。

53【24-1】研究者の業務特性に配慮するとともに，教育・研究業務に配慮したテレワーク等の新たな就業形態について検討し，平成31年度までに運用する。

- ・【24-1-①】テレワークの実施状況等を踏まえ，制度の利用拡大に向けて周知等を行う。

54【24-2】教育研究，管理運営等の分野で優れた見識を有する多様な人材を確保するとともに，優秀な若手，外国人を積極的に採用し組織の活性化を図るため，年俸制，クロス・アポイントメント（他大学・研究機関等との混合給与）制度等，人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に年俸制については，適切な業績評価体制を構築し，退職金にかかる運営費交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき，拡充する。

- ・【24-2-①】整備した規則に基づき，新規採用教員に新たな年俸制を適用し，年俸制適用者を増加させる。

- ・【24-2-②】ブラッシュアップされた教員活動状況を教員の給与等に反映させる。

55【24-3】女性教員を積極的に採用し，在籍率23%を達成する。また，ダイバーシティマネジメント（多様な人材を生かす職場環境の管理運営）を推進することにより，役員及び管理職

における女性教職員の在職率をそれぞれ10%以上にする。

- ・【24-3-①】引き続き、女性研究者サポートプログラム、女性リーダー育成プログラム等を実施し、女性教員の仕事と生活の両立支援から登用までの段階にサポートを行うことにより女性教員在籍率を向上させるとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき各部局における女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを強化し、達成度確認を実施する。

さらに、多様性を理解し、包含することにより、新たな価値を生み出す環境作りに向け、教職員及び学生がそれぞれの立場で考え、コンセンサスを持つことができるようなダイバーシティ推進学習プログラムを策定する。

56【24-4】教育・研究の更なる実質化，高度化，グローバル化を実現するため，学内資源の再配分を戦略的・重点的に行い，学長裁量経費を拡充する。

- ・【24-4-①】安定的な大学運営のため，第3期中期目標期間の人件費削減方針に基づき人件費を計画的に削減する。また，教育・研究支援を充実させるなど学長裁量経費の戦略的・重点的な配分を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

57【25-1】長崎県における教員養成の拠点として小学校教員の占有率55%を確保する。また，質の高い教員を養成するため，アクティブ・ラーニング等の手法による授業実践力の育成や学校現場で指導経験のある大学教員の30%確保，複数免許取得の必修化検討，教職への動機づけ支援など実践型教員養成を実現する改革を行うとともに，平成29年度までに学生規模の見直しによる組織等再編の計画を策定する。

- ・【25-1-①】小学校教員占有率 55%到達に向けて，教員採用試験について昨年度行ったアンケート調査の分析結果等を活用し，教員就職率向上プロジェクトチームによる更に充実した小論文・面接指導及び教科に係る教員採用試験対策を実施する。また，アクティブ・ラーニング等による授業促進のためのFDを開催するとともに，学校現場で指導経験のある大学教員30%確保のための採用等を引き続き行う。

- ・【25-1-②】複数免許取得必修化実施に伴う入試・カリキュラムの細部に係る整備を行うとともに，学生規模見直しに伴う組織再編を更に進める。

58【25-2】世界に通用するトップレベルの人材育成を行うため，本学の強み・特色を活かした大学の枠を超えた連携による共同大学院を設置するなど，学部・研究科の組織等の見直しを行う。

- ・【25-2-①】令和2年4月に情報データ科学部を設置する。

59【25-3】多文化社会としての世界の持続的発展に貢献する知のプロフェッショナルを育成するため，既存の研究科の組織の見直しを行い，多文化社会学部の学年進行と連動した新たな人文社会系大学院を設置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【25-3-①】令和2年4月に多文化社会学研究科多文化社会学専攻（博士後期課程）を設置する。

60【25-4】経済学部では，平成26年度に学部学生定員を削減したことに伴った教育コース再編等の改革を引き続き展開する。さらに，グローバルな視野とイノベーションにより我が国社会をけん引する人材育成のため，「国際ビジネス教育研究センター」及び「みらい創造センター」を核に，国内外のビジネス系の大学や学部及び企業等と連携して実践力育成を志

向した教育プログラムを実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【25-4-①】「国際ビジネス教育研究センター」の目的・機能と「みらい創造センター」の目的・機能を維持しつつ、両プログラムを統括し効率的運用を目的とする上位組織を開設する。
- ・【25-4-②】両プログラム双方の参加学生が履修できる「プロジェクト・リテラシー」の目的・趣旨について説明会で周知し、各プログラム参加学生相互の交流機会を確保する。

61【25-5】文理融合の学際組織「アジア環境レジリエンス研究センター」の機能強化により、環境変動・自然災害・地下水汚染などの地域社会の環境課題に対する「地域レジリエンスモデル」を産学官連携で構築するとともに、環境課題解決に貢献する実践的能力を備えた人材を育成する学部・大学院一貫の文理融合教育プログラムを開発・実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【25-5-①】島原半島を対象とする地域レジリエンスモデルの確立に向け、汚染、災害、エネルギー、人材育成の各研究課題のこれまでの成果を統合するための議論を開始する。また、それを踏まえ、地域自治体への政策提言を検討し、素案を作成する。

62【25-6】熱帯医学・感染症、放射線医療科学など卓越した研究分野を有する本学の強み、特色を踏まえ、熱帯医学研究所、原爆後障害医療研究所の全国共同利用・共同研究拠点における研究を学内資源の戦略的配分等により推進するとともに、附属練習船及び環東シナ海環境資源研究センターの教育関係共同利用拠点を有効活用して、国内外の大学との単位互換による海洋教育実習プログラムを開発する。

- ・【25-6-①】熱帯医学研究所の共同利用・共同研究拠点の展開について、熱研運営協議会及び拠点運営協議会において作成した展開構想に基づき具体的な活動を継続するとともに、同研究所のNTDsイノベーションセンターによる共同研究獲得推進事業の展開及びJAGntdを通して日本国内の産学官協力ネットワークを強化する。また、社会実装或いは臨床研究への移行を目指し、実施中の医薬品開発研究を支援する。
- ・【25-6-②】令和元年度に帰還を開始した福島県大熊町の復興支援の一環として、大熊町との協議により、役場内に本学の「復興推進拠点」を設置し、住民の被ばく線量評価をもとにしたリスクコミュニケーションを、車座集会等を活用して推進していく。
- ・【25-6-③】令和元年度に採択された「大学等の復興知を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業」(重点枠)を推進し、福島県立医科大学や福島大学、東日本国際大学といった福島県下の大学、さらに国際放射線防護委員会や国際原子力機関といった国際機関と連携して災害・被ばく医療科学の専門家を育成するために、国内外の若手研究者を対象としたセミナーを福島県川内村で開催する。
- ・【25-6-④】引き続き、附属練習船では練習船教育関係共同利用の公募と高等教育機関からの応募内容に沿って決定した航海計画に基づき、共同利用航海を実施する。また、コース横断型の乗船実習を継続して実施する。特に航海中においては、国内外の情勢を注視しながら、船内における厳重な衛生管理に努める。
- ・【25-6-⑤】環東シナ海環境資源研究センターでは教育関係共同利用拠点として、公開臨海実習、長期滞在型プログラム、他大学提案型のオーダーメイド型実習を行う。また、北海道大学・京都大学・広島大学との水産海洋実践教育ネットワークを利用した実習を継続して実施することに加えて、国内外の情勢を注視しながら、国際臨海実習を実施するとともに、その整備を継続して進める。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

63【26-1】事務組織検討WGにおいて、事務組織改革の検証を行い、機動的な業務遂行体制となるよう事務組織の機能・編成を見直す。

- ・第3期中期計画実施済み。

64【26-2】新たな業務に柔軟に対応するため、職員配置の在り方を見直し、中期目標期間中に戦略的な配置を可能とする機動的な職員数を26名確保するとともに、若手職員を調査・分析・企画立案に係る業務へ積極的に配置する。

- ・【26-2-①】「戦略的な職員配置を念頭に置いた流動定員の確保について」に基づき、新たに4名（累計20名）の流動定員を確保し、部局等の要望を踏まえた戦略的な配置を行う。また、若手職員の調査・分析・企画立案に係る業務への積極的配置についても、引き続き実施する。

65【27-1】グローバル化に対応するため、研修等により事務職員の英語能力を向上させるとともに、事務職員の語学力強化と組織の活性化を推進する海外拠点を活用した新たな長期研修制度を平成29年度から実施する。また、他大学等と連携した研修を通じて能力開発を行う。

- ・【27-1-①】新規採用職員全員に対する英語研修について、受講者へのアンケート結果を含む前年度の検証を行い、研修内容を改善し、効果的に実施する。
- ・【27-1-②】海外拠点を活用した職員研修について、研修実施に向けて検証を行い、引き続き、研修先の国勢を注視しつつ実施する。
- ・【27-1-③】他大学と連携した国立六大学事務職員研修、国大協主催の研修等へ参加させることを通じて、引き続き、事務職員の能力向上を促進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

66【28-1】基金を含めた外部資金を増加させるため、IR室の分析データを活用した取組を計画的に進めるとともに、自己収入増進WGにおいて増収方策を検討し、自己収入を増加させる。

- ・【28-1-①】基金による支援事業の拡大を図るため、基金の安定的確保に向け新たな拡大方策を創設する。また、更なる外部資金及び自己収入増加に向け、自己収入増進WGが策定した「行動計画」等を着実に実施する。

67【28-2】研究力、申請支援を強化し、科研費採択件数を0.55件/人に増加させるとともに、大型研究費（総額5,000万円以上）においても獲得件数を増加させる。

- ・【28-2-①】引き続き、URAによる科研費をはじめとする外部資金の応募情報の提供、応募書類のブラッシュアップ支援や獲得セミナーの開催、英語論文書き方セミナーやワークショップ等の論文作成支援を行う。また、上記支援活動効果の検証を行い、検証結果に基づき研究支援活動の更なる改善に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

68【29-1】管理的経費を抑制するため、業務を恒常的に点検して業務の合理化やアウトソーシングを推進するとともに、効率的な執行を図り、一般管理費比率を毎年度、3.1%以下に抑制する。

- ・【29-1-①】財務分析情報を周知し一般管理費比率の抑制を図る。また、業務改革推進本部による業務の点検を行い、業務の効率化等を進める。

69 【29-2】財務内容を改善するため、予算執行状況や財務分析情報を毎年度2回以上学内へ情報提供し効率的な執行を促すとともに、学内予算配分や監事との協議の場においても有効に活用する。

- ・【29-2-①】予算執行状況や財務分析情報などを学内で共有を図る。また、アニュアルレポートを充実させ、会議やホームページなどにより学内外へ効果的な情報提供を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

70 【30-1】資産を効率的に運用するため、客観的なデータにより不効率資産の利用拡大や不用資産の処分を行うとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、共用機器については、計画的な更新、廃棄、新規導入を進めることにより対象機器の数を第2期中期目標期間最終年度と比較して10%増加させ、利用を促進させる。

- ・【30-1-①】不用資産については、効率的な運用のために、リユースの学内照会、適切な処分又は貸付けなどを行う。また、共用機器については、計画的な更新、新規導入及び専用機器からの共用化等により対象数全体を前年度から増加させ、機器情報の周知及び予約システムの充実等により利用を促進させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

71 【31-1】第2期中期目標期間に策定した自己点検・評価結果改善サイクルによる法人評価、認証評価等の第三者評価に基づく自己点検・評価を実施するとともに、新たに部局における中期目標等の自己点検・評価を実施し、評価結果を大学運営に反映させる。

- ・【31-1-①】大学機関別認証評価の受審にあたり、内部質保証に重点を置いた自己点検・評価を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

72 【32-1】大学ポर्टレートを活用した情報発信を行うとともに、ステークホルダーごとに大学へのニーズを把握できる会員制組織を平成30年度までに構築し、積極的・戦略的に本学の特色を訴求する効果の高い広報を実施する。また、メディアミクスを意識したネット情報展開により、大学ホームページへの海外からのアクセス数を倍増させる。

- ・【32-1-①】ステークホルダーに対し、ホームページ（英語版含む。）やSNSなど各種広報ツールの活用により情報発信を行うとともに、本学ホームページへの海外からのアクセス数を検証する。さらに、ユーザビリティ、アクセスビリティ、視認性等の向上のため、全学ホームページをリニューアルする。

73 【33-1】日本古写真の世界拠点を形成するため、日本古写真を総合的に検索可能とするデータベースを構築する。また、本学で生産された学術研究成果を国内外へ積極的に情報発信し、リポジトリランキング日本10位以内を維持する。

- ・【33-1-①】本学及び国内外の連携機関が所蔵する日本古写真を総合的に検索できる日本古写真グローバル・データベースを公開する。

- ・【33-1-②】本学で生産された学術研究成果の機関リポジトリ登録を奨励し、リポジトリランキングの上位を維持する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

74【34-1】キャンパスマスタープランを充実させ、環境保全やバリアフリーに配慮した老朽化対策及び施設整備を実施するとともに、国の財政状況を踏まえ、坂本地区における教育研究施設の整備を推進する。また、学長のリーダーシップの下で、部局専有講義室の全学共用化、団地及び文・理系毎の共同利用スペース拠出割合の再設定等、施設マネジメントを進めるとともに、プロジェクト、共同研究等に学内資源（スペース）を戦略的に再配分し、施設資源を有効に活用する。

- ・【34-1-①】教育・研究の基盤となるキャンパスの整備・活用を図るため、老朽化対策等キャンパス整備を推進する。また、適切な維持管理を図るため、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）を基に、施設の予防保全に着手する。
このほか、3年ごとに実施している施設利用状況調査を本年度は坂本団地について実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

75【35-1】労働安全衛生体制を充実させるため、安全教育を毎年度行うとともに、学生及び教職員の健康管理と健康増進において、メンタルヘルスチェックの実施と二次健診受診率を向上させる。

- ・【35-1-①】安全衛生講座を定期的で開催するとともに、学生のメンタルヘルスチェックの対象学年の拡大、教職員に対するストレスチェック及び集団解析による職場環境の評価を行う。また、二次健診受診率50%以上を継続させる。
- ・【35-1-②】令和元年度に開設した禁煙外来及びメタボ該当者減少プログラムの効果を評価し、体制の見直しを行い、ヘルシーキャンパスプロジェクトを更に充実させる。

76【35-2】学生及び教職員の安全管理に対する意識を向上させるため、全学的な危機管理体制の下、安全確保に関する指針の不断の見直しを行うなど潜在リスクを分析して防止策を講ずる。

- ・【35-2-①】防災訓練を実施する。また、毒劇物の適正管理の周知、管理方法の確認を行う。
- ・【35-2-②】危機管理に関する規程・マニュアルや事業継続計画について検証を行う。
- ・【35-2-③】防犯カメラの管理運用状況を把握するなど、防犯対策の確認、改善を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

77【36-1】情報セキュリティ対策の徹底と個人情報を含む情報資産の安全管理の強化を図るため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を中心に情報セキュリティ自己点検制度の導入など強化対策を実施する。

- ・【36-1-①】新メールシステムや新キャンパス情報ネットワークシステムの導入を進め、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、新システムに対応したCSIRTの訓練、利用者の教育を進める。また、教職員に対する個人情報保護に係る意識醸成のための教育を徹底す

る。

- ・【36-1-②】学外公開サーバの脆弱性診断実施等により、学内情報資産の情報セキュリティ対策強化を図る。

78【36-2】不正防止計画の対応状況を毎年度モニタリングし、不正発生要因に応じて内部監査の手法や事項の見直しを行うとともに、定期的な内部監査を実施する。

- ・【36-2-①】不正防止計画の対応状況をモニタリングし、リスクアプローチの観点から内部監査の手法や事項を継続的に見直し、学内の連携体制も強化しつつ、内部監査を年3回、定期監査として実施する。

79【36-3】法人の公共性及び運営の適正性を確保するため、監事への情報提供等の支援体制整備により、監事機能の強化を図るとともに、監査対象の重点化など効率的な監査を実施する。

- ・【36-3-①】監事への懸案事項や新たな課題に関するより一層の情報提供等の支援により、部局に適した監査事項の重点化を図り、監査を効率的に実施する。

80【37-1】公的研究費の不正使用及び研究における不正行為を防止するため、e-learningの導入などにより不正防止及び倫理教育を強化するとともに、教育履修状況のチェック体制を整備する。さらに、不正防止計画推進室を機能させることにより、組織の管理責任体制、監査体制を強化する。

- ・【37-1-①】研究不正行為防止のための研究倫理教育履修状況を検証し、未履修者への対応を強化するとともに、公的研究費不正使用防止部門において、e-learningシステムによるコンプライアンス教育の履修率を向上させる。また、不正防止計画推進室において、研究不正行為防止及び公的研究費不正使用防止に関する活動をチェックし、必要に応じて組織の管理責任体制や監査体制を強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4,020,425 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・立岩職員宿舎の土地（長崎県長崎市立岩町 201 番，1,677.94 m²）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

- ・附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- ・決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受け

て、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
(坂本) 実験研究棟 (BSL-4)	総額 10,270	施設整備費補助金 (3,550)
(片淵) 図書館改修		長期借入金 (1,437)
(坂本他) ライフライン再生 (給排水設備)		大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金 (41)
(坂本) ライフライン再生 (通信設備)		先端研究等施設整備費補助金 (1,922)
(医病) ライフライン再生 (構内交換設備等)		医療研究開発推進事業費補助金 (3,320)
(坂本) 総合研究棟改修Ⅲ (医歯薬学系)		
(文教町) 総合研究棟改修 (工学系)		
(文教町) 総合研究棟改修 (情報系) (旧教育学部本館)		
大学病院設備整備		
小規模改修		
(坂本) BSL-4 施設付帯設備		
(坂本) 感染症革新イニシアティブ [拠点形成研究]		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

○ 採用方針

年俸制について、整備した規則に基づき、新規採用教員に新たな年俸制を適用する。

また、女性教員の両立支援から登用までの段階において様々なサポートを行うことにより女性教員在職率を維持するとともに、「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」に基づき、部局ごとに定めた女性教員増加に関する数値目標の達成に向け、各部局への働きかけを強化し、達成度確認を実施する。

○ 人事管理方針

人件費管理については、引き続きポイント制による教育職員の人件費管理方式を円滑に運用する。

また、育児、介護等を必要とする研究者の働き方に関して、より柔軟な勤務形態であるテレワークの制度の利用拡大に向けて周知等を行う。

○ 人材育成方針

引き続き若手職員の意欲及び能力を向上させるため、調査・分析・企画立案に係わる業務に参画させる。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数	1,751人
また、任期付職員数の見込みを	478人とする。
(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み	26,915百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,134
施設整備費補助金	3,550
補助金等収入	6,354
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	41
自己収入	36,022
授業料, 入学金及び検定料収入	5,094
附属病院収入	30,365
財産処分収入	0
雑収入	563
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,834
引当金取崩	795
長期借入金収入	1,437
貸付回収金	0
目的積立金取崩	763
出資金	0
計	69,930
支出	
業務費	51,456
教育研究経費	20,846
診療経費	30,610
施設整備費	5,028
補助金等	6,354
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,834
貸付金	0
長期借入金償還金	2,258
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	69,930

注)

1. 「運営費交付金」のうち, 令和2年度当初予算額 15,842 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 291 百万円
2. 「施設整備費補助金」のうち, 令和2年度当初予算額 2,063 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 1,487 百万円
3. 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 令和2年度当初予算額 3,783 百万円, 前年度よりの繰越額のうち使用見込額 1,052 百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 26,915 百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	58,690
經常費用	58,690
業務費	52,756
教育研究経費	4,701
診療経費	16,021
受託研究費等	3,261
役員人件費	128
教員人件費	13,968
職員人件費	14,677
一般管理費	1,277
財務費用	149
雑損	-
減価償却費	4,508
臨時損失	-
収益の部	58,710
經常収益	58,710
運営費交付金収益	15,970
授業料収益	4,468
入学金収益	637
検定料収益	122
附属病院収益	30,365
受託研究等収益	3,462
補助金等収益	921
寄附金収益	977
施設費収益	28
財務収益	40
雑益	831
資産見返運営費交付金等戻入	403
資産見返補助金等戻入	307
資産見返寄附金戻入	179
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	-
純利益	20
目的積立金取崩益	12
総利益	32

注) 損益が均衡しない理由

附属病院における当期資産取得額及び借入金元金償還額等と見返勘定を伴わない減価償却費等との差額によるもの。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	74,730
業務活動による支出	56,039
投資活動による支出	11,632
財務活動による支出	2,258
翌年度への繰越金	4,801
資金収入	74,730
業務活動による収入	63,052
運営費交付金による収入	15,842
授業料，入学金及び検定料による収入	5,094
附属病院収入	30,365
受託研究等収入	3,770
補助金等収入	6,354
寄附金収入	1,064
その他の収入	563
投資活動による収入	3,591
施設費による収入	3,591
その他の収入	0
財務活動による収入	1,437
前年度よりの繰越金	6,650

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

多文化社会学部	多文化社会学科	400人
教育学部	学校教育教員養成課程	840人 (うち教員養成に係る分野 840人)
経済学部	総合経済学科 ・昼間コース ・夜間主コース	1,080人 250人
医学部	医学科 保健学科	743人 444人 (うち医師養成に係る分野 743人)
歯学部	歯学科	300人 (うち歯科医師養成に係る分野 300人)
薬学部	薬学科 薬科学科	240人 160人 (うち薬剤師養成に係る分野 240人)
情報データ科学部	情報データ科学科	220人
工学部	工学科	1,420人
環境科学部	環境科学科	530人
水産学部	水産学科	440人
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	26人 (うち博士前期課程 20人 博士後期課程 6人)
教育学研究科	教職実践専攻	56人 (うち専門職学位課程 56人)
経済学研究科	経済経営政策専攻 経営意思決定専攻	30人 9人 (うち博士前期課程 30人 うち博士後期課程 9人)
工学研究科	総合工学専攻 生産システム工学専攻 グリーンシステム創成科学専攻	440人 45人 25人 (うち博士前期課程 440人 うち博士後期課程 45人 うち博士課程 25人)
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻 環境科学専攻 環境海洋資源学専攻 海洋フィールド生命科学専攻	70人 50人 36人 25人 (うち博士前期課程 70人 うち博士前期課程 50人 うち博士後期課程 36人 うち博士課程 25人)
医歯薬学総合研究科	保健学専攻 災害・被ばく医療科学共同専攻 医療科学専攻 新興感染症病態制御学系専攻 放射線医療科学専攻 先進予防医学共同専攻	40人 20人 240人 80人 20人 40人 (うち修士課程 40人 うち修士課程 20人 うち博士課程 240人 うち博士課程 80人 うち博士課程 20人 うち博士課程 40人)

	生命薬科学専攻	102人 〔うち博士前期課程 72人〕 博士後期課程 30人〕
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	77人 〔うち博士前期課程 62人〕 博士後期課程 15人〕
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	15人 (うち博士後期課程 15人)
附属幼稚園	140人 学級数 5	
附属小学校	588人 学級数 21	
附属中学校	420人 学級数 12	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	